

# 下関市立大学大学院 F D 委員会規程

平成 22 年 12 月 20 日

規 程 第 33 号

( 趣 旨 )

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院における教員の教育研究活動について改善と充実を恒常的に図ることを目的として設置される下関市立大学大学院 F D 委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

( 所 掌 事 項 )

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、F D（ファカルティ・ディベロップメント）を推進するための活動を行う。

- (1) 大学院における教育研究活動の改善及び充実の方策に関する事項
- (2) その他大学院における F D に関連する事項

( 構 成 )

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学院経済学研究科長
- (2) 大学院教務委員会委員長
- (3) 大学院入試委員会委員長
- (4) 学務グループ教務班長
- (5) 大学院学生 3 名以内

( 委 員 長 等 )

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員会の委員長は、大学院経済学研究科長をもって充てる。

3 委員会の副委員長は、大学院経済学研究科長が指名する。

( 委 員 長 等 の 責 務 )

第 5 条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

( 会 議 )

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 委 員 以 外 の 者 の 出 席 )

第 7 条 議長は特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

( 議事録 )

第 8 条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

( 庶務 )

第 9 条 委員会の庶務は、学務グループ教務班が担当する。

( その他 )

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会  
が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。